

第85回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和4年5月26日（木）10：00～

場所：県庁7階 災害対策本部室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく
警戒レベルの判断について
- (2) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく
5月28日（土）以降の要請について
- (3) 各部局からの報告事項について
- (4) その他

4 閉 会

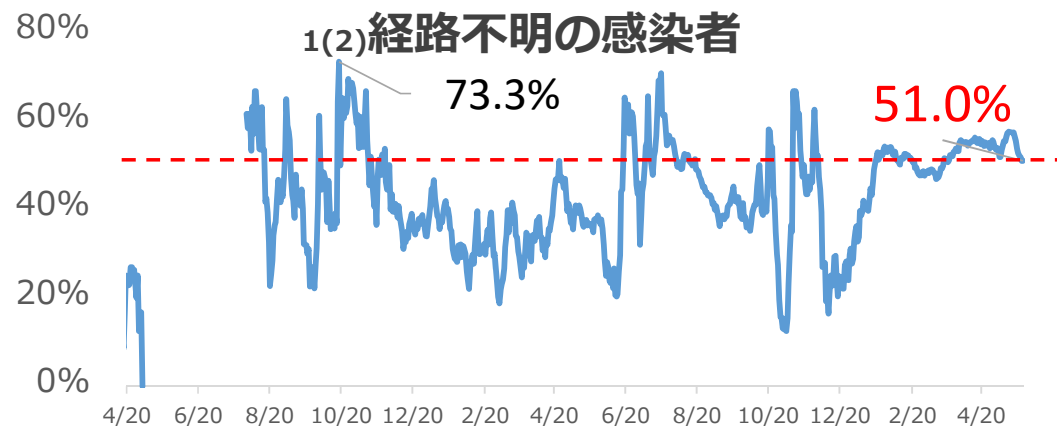
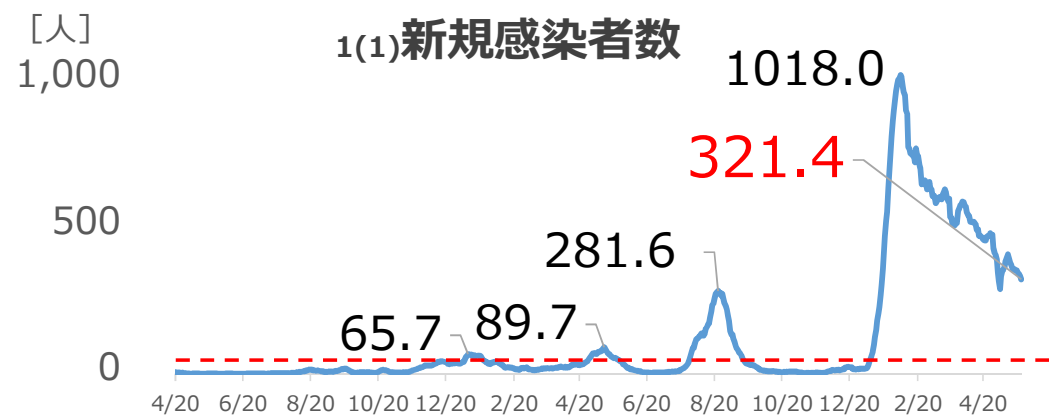
＜警戒レベル移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容※	現在値※ (5/25)	過去最高値
1 感染の状況	(1)新規感染者数	平均 40 人/日	321.4 人	1018.0 人
	(2)感染経路不明の割合	感染経路不明 50 %	51.0 %	73.3 %
	(3)検査の陽性率※3	平均 7 %	23.3 %	36.0 %
	(4)今週先週比	1.0 以上が 10 日間継続	0.90・0 日間継続	54 日間
2 医療逼迫の状況	(1)病床使用率 (603床中)	レベル0、1 0～30 %未満	20.1 %	78.4 %
	(2)重症病床使用率 (37床中)	レベル2 30～50 %未満 レベル3 50 %以上or3週間後に確保病床到達	5.4 %	40.8 %
	参考 入院率、療養者数、 重症者数、中等症者数、 自宅療養者と調整中の合計	【レベル引下げ時】 減少・改善傾向にあること	—	—

※1 各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備等の進展に合わせ、基準も変動する可能性があります。

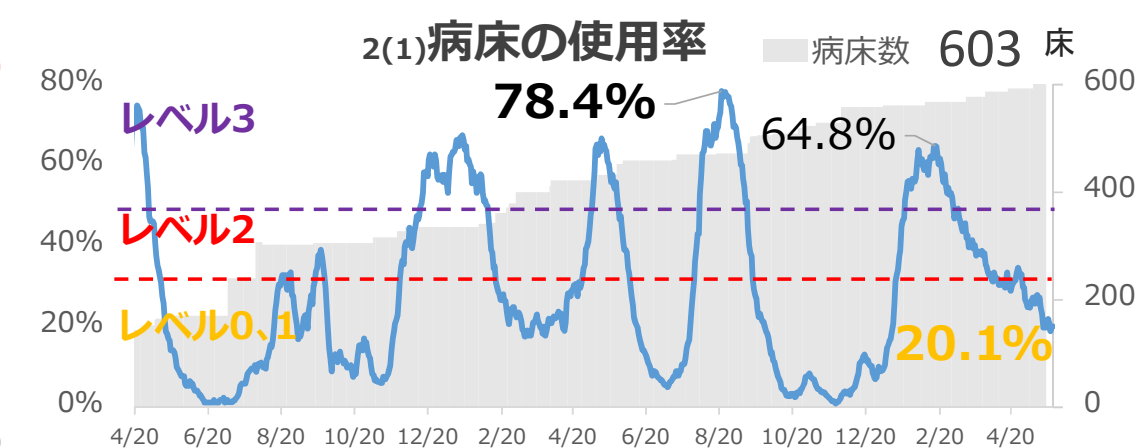
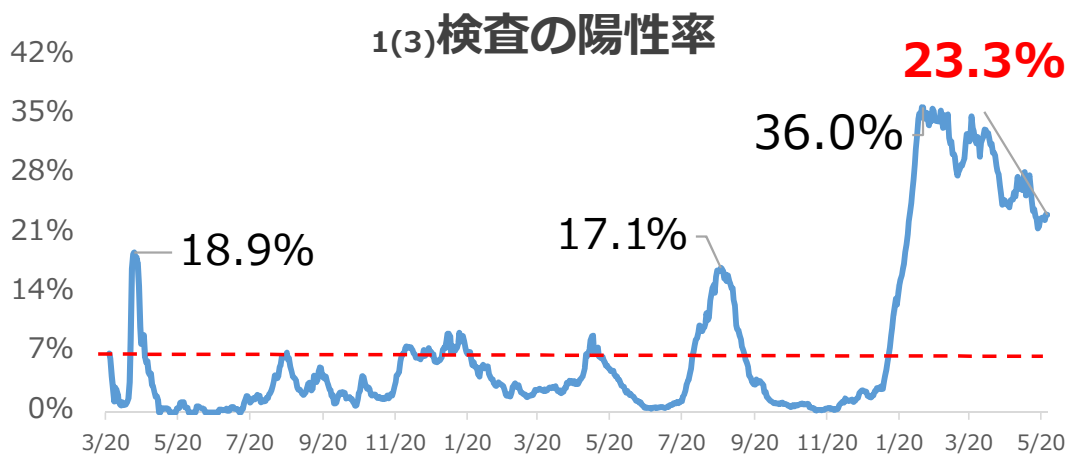
※2 1の(1)～(3)は**1週間**の移動平均。 ※3 陽性率は推定値で、民間・病院の検査結果により後日変動します。

判断基準 客観的な数値の推移



※ 1(1)~(3)は1週間の移動平均値

※ R2.5.11~8.3は判明数が少ないため、割合ではなく人数で判断



※ 検査には、抗原検査を含みます。(R2.5.31~) ※ 陽性率は推定値で、民間・病院の検査結果により後日変動します。

警戒レベル移行の判断基準(②総合的な状況)について

健康福祉部 R4.5.25

項目	内容	評価	状況
1 感染 状況	ワクチン接種の状況	○	別紙参照
	近隣都県の感染状況	○	【実効再生産数】 ・参考：東洋経済オンラインによる推定値（5/23時点） 東京都0.97 群馬県0.98
	群馬県の感染状況		
	入院状況	○	【退院者の平均在院期間】 12月：10.0日 1月：8.7日 2月：9.7日 3月：11.2日 4月：9.8日
	クラスターの発生状況	△	【直近のクラスター発生状況】 1月：79件 2月：67件 3月：42件 4月：39件 5月：20件 1月 学校31件、保育施設16件、福祉施設18件、事業所等8件、医療機関6件 2月 学校9件、保育施設13件、福祉施設31件、事業所等6件、医療機関8件 3月 福祉施設18件、保育施設10件、医療機関6件、学校6件、事業所等2件 4月 福祉施設24件、医療機関9件、保育施設4件、学校1件、事業所1 5月 福祉施設13件、病院3件、保育施設4件
2 医療 提供 体制	PCR検査件数	△	【PCR等検査可能医療機関数（5/23現在）】 診療・検査外来 741か所 ※参考 検査外来（旧地域外来・検査センター） 19か所
	一般医療への影響	△	【一般医療への影響（5/23現在）】 ・入院の延期等の影響が出ているほか、救急の受入中止等を行っている病院があり、 救急搬送に影響が出ている。 （感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果）
	救急搬送困難事案	○	【救急搬送困難事案の状況（5/23現在）】 前週の救急搬送困難事案は、前々週と比較して減少した。

新型コロナウイルスワクチンの接種について

4.5.25 健康福祉部
新型コロナウイルスワクチン接種推進局

1 全年代県内接種実績

接種対象者別集計表（VRS集計）（5月23日集計時点）

対象者	1回目		2回目	
	接種累計	接種率	接種累計	接種率
医療従事者等	109,380	110.48%	109,116	110.22%
一般高齢者	542,306	93.15%	541,047	92.93%
一般(12歳-64歳)	944,630	78.87%	937,130	78.24%
対象者合計(12歳以上)	1,596,316	89.68%	1,587,293	89.18%

対象者	1回目		2回目	
	接種累計	接種率	接種累計	接種率
小児(5歳-11歳)	18,171	16.24%	14,029	12.54%

対象者	接種累計	3回目			
		接種率(対象年齢人口比)		接種率(2回目接種完了者数比)	
		12歳以上	全人口	12歳以上	全人口
医療従事者等	101,453	102.48%	102.48%	92.98%	92.98%
高齢者	511,627	87.88%	87.88%	92.71%	92.71%
64歳以下	681,477	56.90%	49.53%	65.81%	65.81%
対象者合計(12歳以上)	1,196,815	67.24%	61.12%	75.40%	75.40%

【1回目接種と2回目接種および3回目接種（対象年齢人口比）の対象者数について】

①医療従事者：約69,000人で接種率を算出

②高齢者施設従事者：約30,000人で接種率を算出（総人口の1.5%程度）

③高齢者：令和3年度住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計

④一般（12歳-64歳）：令和3年度住民基本台帳年齢階級別人口の12歳から64歳以下の者の合計

⑤小児：令和3年度住民基本台帳年齢階級別人口の5歳から11歳以下の者の合計

※総人口：令和3年度住民基本台帳年齢階級別人口

※令和2年12月25日付け健発1225第1号（新型コロナウイルスワクチンに係る接種券等の印刷及び発送について）

で示された算出方法を使用

【3回目接種の対象者について（2回目接種完了者数比）】

・医療従事者：2回目接種完了を完了した医療従事者数

・高齢者：2回目接種を完了した65歳以上人口及び2回目接種を完了した65歳以上の医療従事者数

・一般（12歳-64歳）：2回目接種を完了した64歳未満人口及び2回目接種を完了した64歳未満の医療従事者数

・合計：2回目接種を完了した接種対象者の合計

2 年齢階層別接種実績

年代	人口	5月22日					
		1回目	1回接種率	2回目	2回接種率	3回目	3回接種率
10代	145,482	112,298	77.2%	110,762	76.1%	34,279	23.6%
20代	191,674	162,088	84.6%	160,456	83.7%	89,348	46.6%
30代	206,795	170,588	82.5%	169,332	81.9%	101,150	48.9%
40代	280,655	235,675	84.0%	234,594	83.6%	160,903	57.3%
50代	255,792	238,551	93.3%	237,889	93.0%	191,061	74.7%
60代 以上	699,537	659,612	94.3%	658,134	94.1%	616,798	88.2%

【集計方法について】

- ※ VRS の接種実績から集計
- ※ 各人口：令和3年度住民基本台帳年齢階級別人口
- ※ 10代の人口は12-19歳

「社会経済活動再開に向けたガイドラインの警戒レベル及び要請内容について」

群馬県感染症危機管理チーム構成員への意見照会

- 1) 5月28日以降の警戒レベルを2から1に引き下げることに賛成。
- 2) 県内の症例発生や重症病床の使用の状況から、警戒レベルを2から1に落とすことは、よいと思われる。
一方で、一定数のクラスターが継続して発生していること、感染者への対応から救急診療に影響が出ていることを明確に県民に伝え、生活の中で感染対策を引き続き実施していくことの必要性を発信していくことが重要。
- 3) 発生人数等が多く、基準からは警戒度を緩めるべきではないと判断される。
ただ、重症者が少なく医療体制に多少の余裕があると思われる。他の都道府県の状況に合わせて警戒度を「1」に下げようであれば、以下の重点的な対応が必要と思われる。
 - 1 会食は感染対策を十分に行って、少人数で、長時間は避ける
 - 2 感染対策の不十分な飲食の場は避ける
 - 3 クラブ活動でのクラスターが増えており、対策を見直すことと、クラブ等で1名の陽性者が出た場合には、一週間の活動停止（陽性者への配慮を忘れないように）
 - 4 会社や寮でのクラスターも多いので、飲食等のマスクを外す場所での対策の徹底
- 4) 重症病床使用率は減少しており、本県における新型コロナウイルス感染症病床のフェーズも引き下げられ、医療機関の負担は以前に比較して軽減しているものと考える。
東京都においてリバウンド警戒期間が解除され、認証店の利用人数や滞在時間の制限が終了したことを考慮すると、本県の警戒レベルを2から1に引き下げることも可能と判断。県民への要請内容についても妥当と考える。
一方で、福祉施設、保育施設、医療機関でクラスターが頻繁に発生していることから、基本的な感染防止対策の徹底と新しい生活様式の実践を改めて県民に周知することが重要。
- 5) 5月28日から警戒レベルを1に引き下げる案に異存なし。本県での新規陽性者数は大型連休を越えても減少傾向にあり、病床使用率も低く維持できており、医療体制としてはレベル1の状態。ただし、警戒「度」と警戒「レベル」の違いを県民に丁寧に説明する必要もあると考える。過去に設定していた警戒度は「1」が最も安全だったが、警戒レベルはもし下がっても、感染者ゼロレベルを示す「0」ではないことを理解した行動を意識してもらう必要がある。

- 6) 5月28日以降の警戒レベルを2から1に引き下げること賛成。連休後、新規感染者数の急増は見られず、1週平均400人前後で推移し、その多くが自宅療養者。重症者は0、中等症も20名前後で推移し、病床利用率はレベル1が続いている。実行再生産数も1を下回っているが、40代以下の3回目のワクチン接種率が低く、こうした年代で陽性者が多く見られるので、若い人への3回目のワクチン接種が課題。アンケートでは入院の延期や救急搬送に影響が出ているようだが、救急搬送困難事案は減少しており、警戒レベル1への移行でいいと思われる。群馬県もオミクロン株BA.2に置き換わったが、海外との交流が増えれば、新たな変異株の流入が危惧される。今後も全ゲノム解析体制を維持していきたいと思う。
- 7) 警戒レベルを1に変更すること、変更した際の要請内容の提案に賛成。
- 8) 警戒レベルを1にすることについて賛成。
ただし、このことにより県民が基本的な感染対策を緩めないよう、新たな基本的対処方針に則り、基本的な感染対策を継続することを周知徹底してもらいたい。
一方で、高齢者施設等においては、依然クラスターが多発しており、施設内の感染対策は「強化」すべきと存じる。一般の社会生活での基本的な感染対策と、高齢者施設等における基本的な感染対策は全く別のもの。罹患したときの重症化リスクや医療負荷を考慮した、メリハリのある、持続可能な対策が取れるようお願いしたい。
-

警戒レベル1の要請：5/28～6/10 (案)

R4.5.26 危機管理課

市町村	警戒レベル	外出	事業者	その他
全市町村	警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染防止対策の徹底 ・ 「新しい生活様式」等の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染防止対策の徹底 ・ 業界ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の遵守及び明示 ・ ストップコロナ！対策認定店制度への登録推奨 ・ テレワーク、時差出勤等を推奨 ・ 高齢者施設や病院等での直接面会の際は、感染防止対策を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームパーティーや大人数での会食や飲み会は感染リスクが高まることから十分注意

※マスク着用の考え方については、国から示されるリーフレット等によりHP等で周知する

警戒レベル1の要請：5 / 28～6 / 10 (案)

R4.5.26 危機管理課

市町村	警戒レベル	イベント開催		
全市町村	警戒レベル1	収容率		人数制限
		大声での歓声、声援等がないことを前提とするもの 飲食を伴うが発声がないもの	大声での歓声、声援等が想定されるもの	【感染防止安全計画を策定し県の確認を受けた場合】 収容定員まで 【感染防止安全計画を策定しない場合】 5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きいほう
		100%以内	50%以内	
※収容率又は人数制限の小さいほう ※感染防止安全計画は5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用し、「大声なし」が前提				

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（5月28日（土）以降）

1 要請を開始する日

令和4年5月28日（土）

〔 要請期間：5月28日（土）0時～6月10日（金）24時 〕

2 要請する区域

群馬県内全域

3 ガイドライン警戒レベル

警戒レベル「1」：35市町村

【参考】ガイドラインにおける「各警戒レベルにおいて想定される要請」

警戒レベル	0	1	2	3	4
要請	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染防止対策の実施 新しい生活様式の実践 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な対策を徹底し、人口密度が特に高い地域においては、 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な対策を徹底し、人口密度が特に高い地域においては、 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染防止対策の実施 重症化防止に向けた対策の実施 マスクの着用を徹底する 3人以上の密着を避ける 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染防止対策の実施 重症化防止に向けた対策の実施 マスクの着用を徹底する 3人以上の密着を避ける
その他			<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染防止対策の実施 重症化防止に向けた対策の実施 マスクの着用を徹底する 3人以上の密着を避ける 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染防止対策の実施 重症化防止に向けた対策の実施 マスクの着用を徹底する 3人以上の密着を避ける 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染防止対策の実施 重症化防止に向けた対策の実施 マスクの着用を徹底する 3人以上の密着を避ける

※具体的には4以降の要請をご確認ください。

4 県民の皆様への要請

以下の事項について協力を要請します。

(1) 外出・県外移動について

- ・外出の際は「(3) 「新しい生活様式」等の実践について」に掲げる事項を厳守してください。
(基本的な感染対策の徹底、3つの「密」の回避、換気の実施と適度な保湿)

(2) イベント等の開催、参加について【法第24条第9項】

[収容率と人数制限の考え方]

収容率		人数制限
大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの 飲食を伴うが発声がないもの	大声での歓声、声援等が想定されるもの	○収容定員まで (感染防止安全計画を策定し県の確認を受けた場合) ○5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きいほう (感染防止安全計画を策定しない場合)
100%以内	50%以内	

※収容率又は人数制限の小さいほう

※感染防止安全計画は5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用し、「大声なし」が前提

【参加人数】 次の人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とします。

【人数上限】

ア 収容定員が設定されている場合

感染防止安全計画を策定している場合は、収容定員を上限とします。

(感染防止安全計画を策定していない場合は5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きいほうを上限とします)。

イ 収容定員が設定されていない場合

次の【収容率要件】、ア、イにおける「収容定員が設定されていない場合」の例によります。

【収容率要件】

ア 大声での歓声、声援などが無いことを前提としうる場合
収容率の上限を100%とします。

(案)

- (ア) 参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合は、収容定員までの参加人数とします。
- (イ) 参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合
 - ・収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数。
 - ・収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（人と人とが触れ合わない間隔）を空けることとします。

イ 大声での歓声、声援などが想定される場合

収容率は、次のとおりとします。

- (ア) 参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合
 - ・前後左右の座席との身体的距離を確保し、収容定員の 50%までの参加人数とします(座席間は1席(立席の場合できるだけ2m、最低1m) 空けること)。
- (イ) 参加者が自由に移動できるが、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合
 - ・収容定員が設定されている場合は、収容定員の 50%までの参加人数とします。
 - ・収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m) を空けていること。

※大声での歓声、声援の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、以下のような事例を指します。

○観客間大声・長時間の会話

○スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

(得点時の一時的な歓声等は必ずしも大声にあたるとは限りません。)

- ・イベントの開催にあたってはイベント開催等における必要な感染防止策の徹底と業種別ガイドラインの遵守をお願いします。
- ・参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの感染防止策等について県に安全計画を提出してください。なお、参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超に該当しないイベントを主催される際には県 HP にて公開している感染防止対策等についてのチェックリストに必要事項記入の上、イベント HP 等で公開してください。
- ・主催者が存在しない中で多数の人が集まる季節の行事(ハロウィン、クリスマス、大晦日、初日の出等)に参加される場合は、基本的な感染防止策を徹底してくだ

さい。また、基本的な感染防止策が徹底されていない季節の行事への参加は控えるとともに、特に、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えてください。

(3)「新しい生活様式」等の実践について

- ・「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- ・政府専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、及び新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、3つの「密」状態を回避するとともに、日々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。
- ・感染防止策として、基本的な感染防止対策の実施に加え、換気の実施及び適度な保湿をお願いします。

(4)その他

- ・変異株に対しても基本的な感染防止対策（マスク・手洗い・換気など）が重要であり、更なる徹底をしてください。
- ・飲食店などにおいて大声で話したり、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えてください。また、カラオケで歌唱する際はマスクの着用や他の利用者と十分な間隔を空け、機器の消毒を徹底してください。
- ・友人、知人を招いてのホームパーティーや大人数での会食、飲み会は感染リスクが高まることから十分注意してください。
- ・大学等におけるクラブ活動での感染防止策の徹底をお願いします。
- ・会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒といった感染防止策に積極的に取り組んでいる店舗を利用してください。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を積極的に活用してください。

5 事業者の皆様への要請

以下の事項について協力を要請します。

(1) 感染防止対策の徹底について

- ・業種別ガイドラインの遵守をお願いします。【法第24条第9項】
- ・すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例や、業界団体等で作成した感染拡大予防ガイドライン等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底

をお願いします。また、感染防止対策をホームページやSNS、店頭での掲示などにより利用者に明示してください。

- ・県独自の「ストップコロナ！対策認定制度」への申請・登録を積極的に進めてください。
- ・業界団体等においては、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いいたします。

※1 政府が公表している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。

※2 業界団体からガイドラインが示されていない業種の事業者や、業界団体等が存在しない業種の事業者についても、上記のガイドラインを参考として、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。

- ・高齢者施設や病院等での直接面会の際は、従事者を含めて、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。

(2) 勤務形態等について

- ・「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を実践してください。
- ・「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用してください。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意してください。

(3) その他

- ・従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな医療機関への受診を促してください。
- ・従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、感染防止ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じているなどの店舗を利用するよう促してください。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を、従業員やお客様に対して積極的に活用するよう促してください。
- ・感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力してください。

(案)

【別表：適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に応じ、適切な感染防止のための対策を実践してください。

(別表) 適切な感染防止対策例	
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none">・来訪者、従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限(来訪者)、出勤停止(従業員)・発熱等の症状がある者は、イベントの参加や施設の利用を控える
接触確認アプリの利用	<ul style="list-style-type: none">・来訪者は、接触確認アプリをインストールをし、事業者は、それを促す・事業者は、来訪者の連絡先等を把握する(イベント開催の際には徹底すること)
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none">・店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける・十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する・入退出時、休憩場所、待合場所等での3密の環境を避ける・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none">・来訪者、従業員のマスク着用(熱中症等対策が必要な場合を除く)、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行・対面機会削減(または、ビニールカーテン等の設置)・大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音量を最小限に設定等)・店舗、事務所内の定期的な消毒、キヤッチャレスの利用
移動時の感染防止	<ul style="list-style-type: none">・テック対策(特急出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)・出勤の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限・イベント参加(開催)にあたりは、移動中や移動先での感染防止のための行動を取る(よう呼びかける)※イベントスタッフにも同様に呼びかける

(案)

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの生活習慣的対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを常用する。ただし、風量は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
 - 手洗いは正確な手順かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 感染したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン使用で室温を22℃以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密着、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 発熱の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 遠征も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて蚤早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

観劇、スポーツ等

- 分園はすいた時間、場所を選ぶ
- 船トレやまがは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を鑑賞
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は避ける
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 立っている時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で風待ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで席をう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお椀口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用も
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □通勤通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染防止ガイドラインは、関係団体が協議作成

(案)

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面1 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で免疫力が高まるのと同時に注意力が低下する。また、感情が高ぶり、大きな声になりやすい。
- 特に飲食などで知られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、同じ飲みや食べなどの共用が感染のリスクを高める。



場面2 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲酒、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、特に5人以上の飲食では、大声になり気味が増やすくなるため、感染リスクが高まる。



場面3 マスクなしでの会話

- マスクなしで近距離で会話を行うことで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの会話例としては、駅や学校などでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中での注意が必要。



場面4 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面5 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の通みや種類の違いにより、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(案)

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
○3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下(*)を維持
*機械換気の場合、窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

【5つの場面】

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



5月28日以降の県立学校の対応について(案)

令和4年5月26日
教 育 委 員 会

【登校】

- 全県で通常登校を継続。
- 生徒又は教職員に感染者が発生した場合は、必要な範囲で学級閉鎖等を検討。

【部活動】

- 感染防止対策を徹底した上で、通常の活動を継続。
- 対外試合等他校との交流は、県内外を問わず、感染防止対策を徹底した上で、可とする。
- 宿泊を伴う活動は、県内外を問わず、感染防止対策を徹底した上で、可とする。

※ 対応は、感染状況に応じて随時見直しを行う。

※ 市町村立学校や私立学校についても、県立学校の対応を周知する。